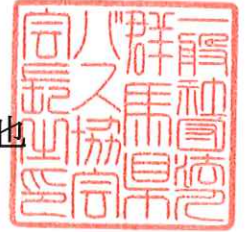


群バス協第23号

令和8年6月11日

会 員 各 位

一般社団法人群馬県バス協会
会 長 佐 藤 俊 也



バス乗務員からのアルコール検出について（緊急）

平素は、当協会の業務運営につきまして会員の皆様方には、ご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

今般、令和8年6月11日付け新聞報道にもありましたが、会員事業者の乗務員が点呼を受けずに乗務し、その後アルコールが検出される社会的信用を失墜する事案が発生いたしました。

協会では、講習会等において乗務員に対する点呼や飲酒に対する指導、注意喚起の周知を図ってまいりました。

しかし、このような事案が発生したことににつきまして、旅客自動車運送事業を営む者としてあってはならないことであり、大変残念に思う次第であります。

会員の皆様におかれましては、社内における点呼やアルコールチェックの手順等について、改めて点検を実施していただきまして万全な体制による事業運営をよろしくお願いいたします。

また、今回の事案を鑑みまして、バス協会では緊急点検を実施し、同様な事案の再発防止に取り組みますので、皆様のご協力をお願いいたします。